

令和6年度埼玉版SDGs官民連携プラットフォーム
水辺空間の持続可能な利活用及び環境課題解決に向けた部会業務委託仕様書

1. 業務名

埼玉版SDGs官民連携プラットフォーム
水辺空間の持続可能な利活用及び環境課題解決に向けた部会業務委託

2. 業務目的

埼玉版SDGs官民連携プラットフォームは「持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、多様なステークホルダーの積極的な参画及び連携を推進することにより、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉県」を実現することを目的に設置されたものである。本業務は、このプラットフォームを活用し、埼玉版SDGsの重点テーマである「埼玉の水とみどりを守り育む」取組を推進するために設置した部会の運営支援を行うものである。

○埼玉版SDGsの概要

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0102/sdgs/saitama-sdgs.html>

○水辺空間の持続可能な利活用及び環境課題解決に向けた部会における令和5年度のまとめ

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/248918/01_mizube.pdf

なお、令和6年度の「水辺空間の持続可能な利活用及び環境課題解決に向けた部会」は、大相模調節池プロジェクトチーム、自然共生サイトプロジェクトチーム、調節池利活用プロジェクトチームの3つのプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置し、埼玉版SDGsの目標達成に向けた取組を推進することを目的とする。

3. 本業務の履行期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)までとする。

4. 業務内容

本業務では、部会全体の企画・運営及び取りまとめ、PTの企画・運営、ワークショップの開催、企業マッチングなどを行う。

（1）部会運営に係る業務

- ・部会全体の年間運営計画を策定する。
- ・部会企画の立案・発注者との摺合せ、資料の作成・連絡調整を行う。
- ・部会を年3回開催し、議事録を作成する。
- ・来年度取組に関する企画提案・計画策定を行う。

- ・埼玉県官民連携SDGsプラットフォームのシンポジウムに参加し、活動に関する資料作成や結果報告を行う。

(2) 大相模調節池PTの運営

- ・本PTの年間運営計画を策定する。
- ・PTの活動テーマを策定、資料作成、WS企画の立案を行う。
- ・WS開催に係る事前調整等の準備、WS開催に係る連携企業の探索・マッチング等を行う。
- ・WSを4回開催し、開催結果の取りまとめを行い、シンポジウムにおいて結果報告を行う。

(3) 自然共生サイト PT の運営

- ・本 PT の運営計画を策定する。
- ・県内で2か所以上の調節池を選定し、自然共生サイトの認定を目指した取組みを企画する。
- ・WS開催に係る事前調整等の準備、WS開催に係る連携企業の探索・マッチング等を行う。
- ・前述の調節池において、民間企業、団体等の多様な主体との連携手法を検討し、自然共生サイトの認定に向けた意見交換や勉強会等のWSを4回開催する。
- ・WSを3回開催し、開催結果の取りまとめを行い、シンポジウムにおいて結果報告を行う。

(4) 調節池利活用 PT の運営

- ・本 PT の運営計画を策定する。
- ・本PTの年間運営計画を策定する。
- ・PTの活動テーマを策定、資料作成、WS企画の立案を行う。
- ・WS開催に係る事前調整等の準備、WS開催に係る連携企業の探索・マッチング等を行う。
- ・WSを4回開催し、開催結果の取りまとめを行い、シンポジウムにおいて結果報告を行う。

5. 打合せ協議

業務を円滑にかつ効果的に遂行するため、リモート、面会等により、着手時、月次（スケジュール、進捗状況の報告等）、最終納品時のほか、必要に応じて協議の打ち合わせを行う。

6. 業務計画書

本業務の作業を円滑に進めるため、受託者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打ち合わせを行い、作業の順序及び方法に関する業務計画書を作成し提出すること。

7. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 業務委託報告書（A4縦版、ファイル綴じ）1部
- (2) 上記成果品の電子データ（CD-R等）各1部

8. 再委託

- (1) 受託者は業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託業務の一部を再委託する場合は書面により発注者の承認を受けること。

9. 本事業の全体スケジュール案

令和6年4月下旬プロポーザル公募開始

令和6年5月中旬審査結果通知・契約

令和6年6月上旬事業開始

令和7年3月下旬事業終了

(空心菜の植付は先行して進める)

10. その他

- (1) 本業務における成果品の所有権、著作権、利用権は発注者に帰属するものとする。
- (2) 調査・分析等に当たっては、発注者と十分に打合せを行い、双方理解の上で実施すること。
- (3) この仕様書は作業の大要を示すものであり、本書に示していない事項について、発注者が業務上必要と認めた場合は、発注者、受注者協議の上、合意した上で実施するものとする。
- (4) 本事業に当たって疑義が生じた場合、発注者と受注者が協議した上で決定するものとする。